

# 留萌市営住宅等消防計画

— 留萌市都市環境部建築住宅課 防火管理者 —

平成27年9月1日作成

## 1 計画の目的

この計画は、市営住宅等における入居者の安全で安心な生活を継続するため、防火管理上必要な事項を定め、火災の予防及び災害の対策を講じることで人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

## 2 防火管理者等の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 1 火災及び災害等における対応及び休日夜間の連絡体制の整備
- 2 消防機関との連携、報告及び連絡等
- 3 入居者への火災予防及び災害対策に対する指導及び教育、消防計画等の周知徹底
- 4 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- 5 共用部分における消防用設備等の点検及び維持管理
- 6 入居者に対する消防訓練参加の呼び掛け、防火に対する教育及び指導
- 7 その他、留萌市営住宅等防火管理規程に基づく業務

## 3 防火管理対策について

入居者は、自己の責任において次の対策を行う。

- 1 住戸内における火気管理
- 2 入居者玄関（防火戸）の閉鎖機能の維持管理
- 3 バルコニーにおける避難障害となる物件の排除
- 4 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の排除
- 5 消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の排除
- 6 設置されている消火器は、所定の位置からみだりに移動させない
- 7 物置等に設置している暖房用燃料（灯油タンク等）の維持管理

## 4 火災が発生した場合の行動について

入居者は、自己の責任において可能な範囲で次の行動を行う。

- 1 火災を発生させた者又は火災を発見した入居者は、大声で他の入居者に知らせる。
- 2 119番通報は、火災を発生させた者又は同一階の入居者が協力して行う。
- 3 初期消火は、消防隊が到着するまで入居者が協力して行う。
- 4 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
- 5 避難誘導は、入居者がお互いに協力して行う。
- 6 避難の際は、エレベーターは使用しない。

## 5 震災対策について

入居者は、自己の責任において次の対策を行う。

- 1 非常用食料、飲料水、衣類、携帯ラジオ、懐中電灯及び医薬品等は各居住者が準備する。
- 2 各住戸内の家具の転倒、物の落下や散乱がないように、あらかじめ転倒防止等の措置を行う。
- 3 廊下階段等の共用部分については、常に整理整頓し、避難に支障のないようにする。

## 6 震災が発生した場合の行動について

入居者は、自己の責任において可能な範囲で次の行動を行う。

- 1 地震に関する警戒宣言が発令された場合は、火気の使用停止又は火気の使用を監視する。
- 2 地震が発生した場合は、まず身の安全を図ることを第一とし、火気の使用を停止する。
- 3 避難場所への避難は、関係機関からの指示又は被害の状況等から判断し行う。

- 4 避難する際は、各住戸のブレーカーを遮断する。
- 5 避難は、身の安全を図りながら各指定避難場所まで原則全員徒歩で行う。
- 6 火災発生や負傷者が出た場合は、入居者がお互いに協力して初期消火及び負傷者の救護にあたる。

## 7 消防訓練について

防火管理者及び入居者は、消防訓練にて連携を図り、火災及び災害に対する防火意識及び知識を高めると共に、万が一に備える。

- 1 防火管理者は、消防訓練を実施しようとするとき、あらかじめ入居者へ周知及び参加を呼び掛け、消防訓練実施計画報告書を消防機関へ届出する。  
また、訓練の結果は、消防訓練実施結果報告書により消防機関へ届出し、入居者へは、更なる防火意識及び知識の向上を図るため、反省点等を含め周知する。
- 2 防火管理者及び入居者は、市営住宅等で実施する消防訓練にはできる限り参加し、実際の災害時に生かせるよう努める。
- 3 防火管理者は、入居者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- 4 入居者は、町内会又は自治会が実施する地域の災害訓練に積極的に参加し、災害に対する意識及び知識の向上に努める。
- 5 火災時における初期消火活動は、大変重要であることから、入居者においては、消火器を用いた初期消火訓練を積極的に行う。

## 8 消防用設備等の維持管理について

防火管理者は、市営住宅等の防火上重要な設備等について、適正に維持管理する。

- 1 防火管理者は、市営住宅等に設置されている消防用設備等について定期点検を実施し、消防署へ報告する。
- 2 防火管理者は、消防用設備等点検において不良箇所等を発見し、防火管理上支障があると判断した場合は、速やかに改善し消防期間へ報告する。

## 9 その他 必要事項について

次のとおり、必要事項について別に示す。

- 1 留萌市営住宅等防火管理規程
- 2 火災発生による体制（平日、夜間・休日連絡体制フロー及び連絡先一覧）
- 4 市営住宅等消防設備等保守点検住棟及び項目一覧
- 5 同上点検数量詳細を別に示す。
- 6 市営住宅等の位置及び住戸形式、収容人員（入居者）及び構造規模
- 7 市営住宅等位置図